

第74回草津市障害児(者)自立支援協議会 研修会

令和2年11月26日(木) 9:30～11:30

主：Zoom（オンライン方式）

副：草津市障害者福祉センター 図書室

(9:30)

1. 開会 あいさつ

(9:35)

2. 講演 「障害ある人の権利擁護について」

講師 特定非営利活動法人 成年後見センターもだま 所長 竹村直人 氏

- ・権利擁護とは
- ・権利擁護に関する制度
- ・権利擁護支援の実践
自己決定を支える支援
- ・これからの権利擁護
積極的権利擁護
意思決定支援

(11:00)

3. 質疑応答

(11:25)

5. 閉会

《配布資料等》

◆研修会レジュメ

◆アンケート用紙

令和2年度の草津市障害児(者)自立支援協議会 今後の日程

① 令和3年 3月18日(木) 9:30～(定例会議) オンライン会議 (Zoom)

権利擁護について

令和2年11月26日(木)

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

所長 竹村 直人

1. もだまについて

もだまの由来

「モダマ」(藻玉)は、世界最大級のマメ科の植物です。波打ち際に海藻と混じって漂着する「モダマ」の種子を、海藻の玉に見立て「藻玉」と呼ばれるようになりました。モダマの種子には内部に空間があり、海水に浮かぶことができるのです。

日本では屋久島から琉球にかけて分布しています。種子が海流に乗って移動することで、モダマはその分布を広げていくことができます。この「モダマ」の壮大な夢とロマンを成年後見の活動に託して名付けました。

「成年後見センターもだま」も、この地域にしっかりと根をおろし、身近な存在として成長したいと願っています。

もだま設立の経緯

障害者自立支援法が平成18年10月に施行されるにあたり、平成17年11月に知的障害者入所施設蛍の里の家族会や職員、関係有志が集い、障がい者や高齢者など社会的な弱者と言われる方々たちが、生まれ育ったなじみの場所や近隣の人達の中で、普通に生活し人としてのささやかな幸せを求ることは基本的な権利であり、このような権利を擁護するための方策を検討しました。

その方法の一つとして、成年後見制度の活用が有効だと考え、適切な後見人や資産がない方々を対象として法人後見を目指した、「成年後見センターもだま」を立ち上げる会を発足させました。

もだまの活動について

- **相談活動**

権利擁護・生活相談
成年後見制度利用相談
成年後見制度申立支援

- **啓発活動**

講演会、研修会の開催
出前講座の開催
情報誌(もだま通信)の発行

- **後見活動**

法人後見等受任

2. 権利擁護の 考え方について

権利擁護とは

- 誰もが生まれながらにして当たり前を持ち合わせている権利を護り、支えること。
- それぞれの人の生活歴、環境、家族関係、地域性などによって形作られた価値観や「**その人らしさ**」を理解し、寄り添っていくこと。
- 本人が**自分で決めることができるように支援し、また代弁**していくこと。

権利擁護とは

- そのための個別、具体的な支援のことを「**権利擁護支援**」という。
- 更に福祉専門職による「**権利擁護支援**」には、利用者本人の自己実現に必要な社会資源が不足している時には、新たな社会資源を作り出す役割も持っている。
→ **ソーシャルアクション**

措置から契約へ

社会福祉基礎構造改革

・・・介護保険、障害者総合支援法など

措置＝行政処分

市町村がサービスを選択、決定していた。

契約＝本人の自由な選択、決定に基づき契約を締結する。そのため、結果に対する責任も生ずるようになる。

日本国憲法に規定されている 社会福祉における権利

- 基本的人権(日本国憲法11条)
- 自由権(日本国憲法第12条)
- 個人の尊厳
幸福追求権及び公共の福祉
(日本国憲法第13条)
- 生存権(日本国憲法第25条)



など

基本的人権とは

- 人が生まれもって持つ当たり前の権利で、生まれてから死ぬまで保証されているもの
- 人が自分らしく生きるために必要な権利



具体的には

- 嫌なこと(恥ずかしいこと、痛いこと、危ないこと、辛いこと、寂しい思い等)をしなくていい、またはされない。
- 好きな服を着て、暖かい布団で寝て、好きな時間に食事が食べられる。
- 一人になりたいときは一人になれる場所がある。
- 好きな人とだけ話していただける。
(嫌いな人とは話さなくていい)
- 自分のお金を自分の自由に使うことができる。

などなど



そんな当たり前前が権利が・・・

- 誰もが当たり前前に持っていると思われる権利ですが、周りにいる高齢者や障害者の方々は、こういった権利が守られていますか？

→これらの権利が守られていない状態

= **権利侵害** かもしれません！



虐待・財産搾取

- 身体や心を傷つけられたり、必要な介護や支援をされずに放置されたり、また家族や勤め先の会社などから、年金や給料を奪われるは**虐待**や**財産搾取**に当たります。

※滋賀県内でも、過去に障がい者の権利侵害が発覚した大きな事件もありました…



機会のはく奪

- その他にも働く力があるのに働く場を与えてもらえない、また選挙権があるのに選挙に行かせてもらえない、など社会生活における様々な機会を不当に奪われることも**権利侵害**です。



障害者権利条約

- 2006(平成18)年 国連にて採択
- 2007(平成19)年 日本による署名
- 2014(平成26)年 日本による批准

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

◇主な内容

- 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定)の禁止
- 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- 条約の実施を監視する枠組みの設置 など

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条約について

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が平成31年4月1日(10月1日全部施行)から施行。

【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義
2. 合理的配慮の提供等を義務化
3. 相談・解決の仕組みを整備

障がい者を理由とする差別とは？

具体例

アパートを借りるときに障がいがあることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障がいのある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



合理的配慮とは？

具体例

まどぐち ちょうかくしょうがい
窓口で聴覚障害のある
ひとからの申し出に応じて、
しゅわ ひつだん たいおう
手話や筆談で対応した。



もうしで おう しりょう
申し出に応じて、資料に
フリガナをつけたり、
わかりやすい表現で説明
した。



るき しかくしょうがい
駅で視覚障害のある人
からの申し出に応じて、
けんばいき そうさ てつだ
券売機の操作を手伝っ
た。



ひと おお まちあいしつ しゅうい き
「人の多い待合室は周囲が気
になっておちつかず、じゅんばん
つのが難しい」との申し出
で、べつ かくほ
て、別のスペースを確保した。



「愚行権」

- 他人から見ると愚かな行いだと感じることであっても、他人に迷惑をかけず自分の責任で行う場合、誰からも邪魔されない権利のこと。
- 障がいや認知症があっても、人は誰でも「**愚かなことを行う権利**」があります。
- 本人のためと思っている事が、もしかすると本人の権利を奪っているかもしれません。



「失敗する権利」

- 人は色々な経験の中から学んでいきます。時には失敗することも大切な経験です。
- 特に障がい者の場合、子どもの頃かが誰かが常に失敗しないように見守って下さってるおかげで失敗をする経験が極端に少ない人がいます。
- 本人の成長のため、あえて失敗を見守ることも必要です。

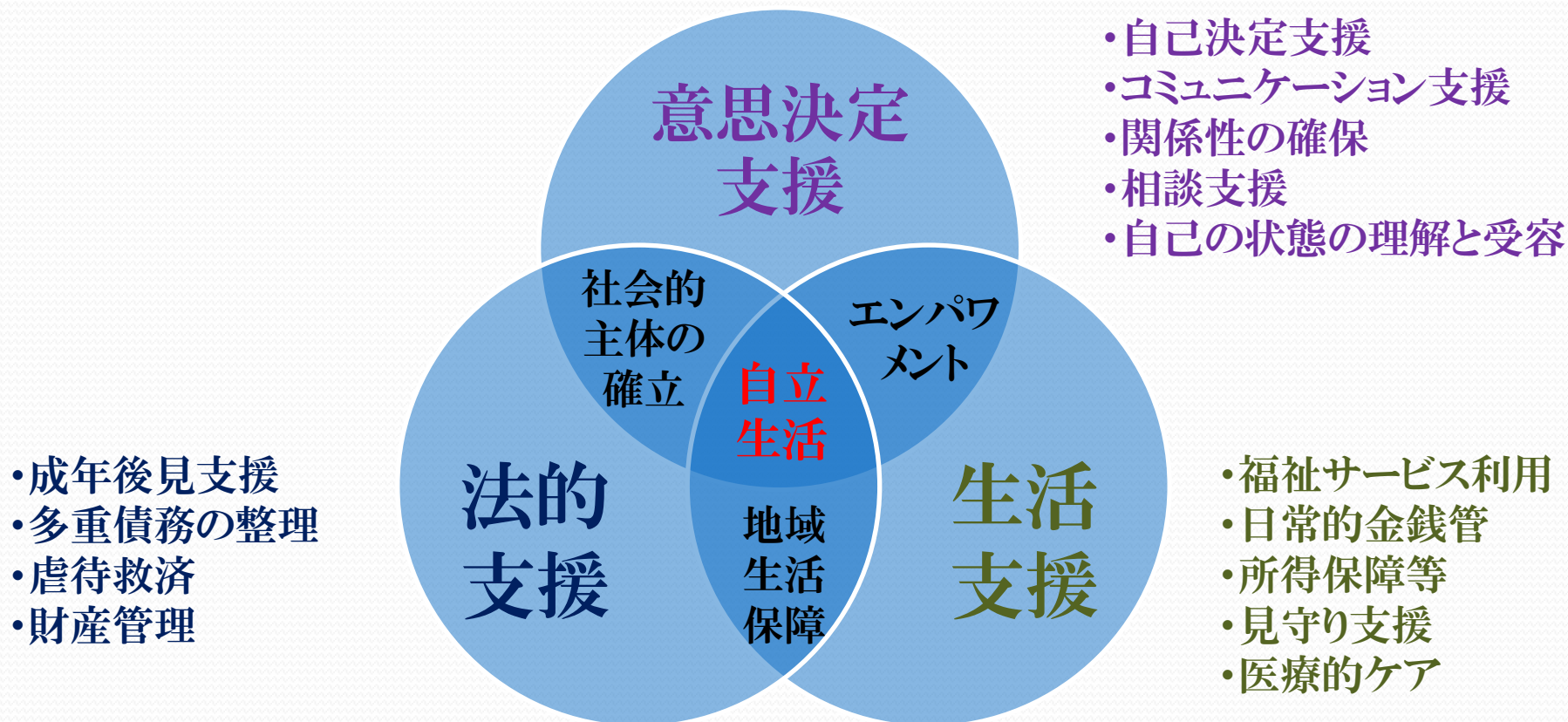


権利を護るということ

- 「愚行権」や「失敗する権利」の侵害は、支援する家族や支援者が良かれと思ってされているため、権利を奪っているという感覚がありません。
- 高齢者や障がい者の権利擁護を考えるとき、本人のためと思っていることがもしかすると本人の権利を奪っていることがある、という意識を持つことが大切です。



権利擁護における3つの支援軸



3. 権利擁護に関する制度

権利擁護に関する制度の動向

- 1999(平成11)年 地域福祉権利擁護事業
- 2000(平成12)年 成年後見制度
- 2000(平成12)年 児童虐待防止法
- 2001(平成13)年 DV防止法
- 2006(平成18)年 高齢者虐待防止法
- 2012(平成24)年 障害者虐待防止法
- 2013(平成25)年 障害者差別解消法
- 2016(平成28)年 成年後見制度利用促進法

- * 2014(平成26)年 障害者権利条約が批准

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

- 市町社会福祉協議会が、判断能力の不十分な方でも安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき**本人との契約**によって、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。
- 利用については、住まいの市町の社会福祉協議会(社協)に相談できます。

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

利用できる人は・・・

認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安があったり、日常的な金銭管理が不安な方を対象としています。

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

どんなことをしてくれるの？

①福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する相談やサービスの内容を説明したり、申し込みの契約を一緒に行うなど、福祉サービスの利用を手伝いしてもらえます。

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

どんなことをしてくれるの？

② 日常金銭管理サービス

年金や手当を受け取るための手続き、病院のお金や公共料金の支払いなど、暮らしに必要なお金の出し入れの手伝いをしてもらえます。

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

どんなことをしてくれるの？

③書類預かりサービス

銀行や郵便局、農協の通帳、年金や保険の証書、権利証やはんこなどを預かってもらえます。

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

費用は？

相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。

その他、詳細はそれぞれの社協によっても多少の違いがあります。

成年後見制度について

- **成年後見制度とは**

知的障がいや精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分となることによって、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、法律面や精神面で本人を保護、支援する身近な制度です。

法定後見制度と**任意後見制度**の2つがあります。

成年後見制度について

法定後見制度とは

すでに判断能力の乏しい状態

家庭裁判所に申立てをする

家庭裁判所に後見人を選任してもらう

成年後見制度について

任意後見制度とは

判断能力が低下する時期に備えて後見人を決めておく

公証人役場で契約をしておく

判断能力が低下したときに家庭裁判所に申立てをする

成年後見制度について

自己決定権の尊重

成年後見制度の基本理念

身上保護の重視

ノーマライゼーション

成年後見制度

利用できる人はどんな人？

知的障がい、精神障がい、認知症、アルコール依存症などにより判断能力の低下(疑いを含む)があり、次のような状態がある方

- 日常的な買い物や金銭管理が十分にできない
- 住環境が整えられない
- 入院や入居の手続きができない
- 訪問販売や悪徳商法などの消費者被害に遭っている
- 相続手続きができない
- 本人が必要とするサービスが受けられていない
- 本人の年金や財産が本人のために使われていない

このように、判断能力の低下により、物事が正確に判断できないため生活に支障をきたしていたり、虐待や権利侵害に遭っていると思われる場合に、成年後見制度を利用します。

3つの類型について

- 成年後見制度は、生活する上で必要ないろいろな判断を自分自身で行うことができない、あるいは不安がある人が利用します。本人の判断能力の程度に応じて、3つの類型に区分されています。

後見 判断能力を欠く状態にある人をいいます

例) 日常生活(つり銭の計算など)ですら困難で、常に援助が必要な状態

保佐 判断能力が著しく不十分な人をいいます

例) 日常の買い物程度なら問題ないが、高額な買い物や重要な財産行為を独りで行うのは困難という程度

補助 判断能力の不十分な人をいいます。

例) 生活全般はほぼ独りでできるが、少し不安があったり、重要な財産行為を行えるか不安という程度

※重要な財産行為とは

土地や家など重要な財産を売ったり買ったりすること、借金をしたり保証人になったりすること、家の新築や改修などをすること、遺産分割をすること、など。

後見人等の権限について

●代理権

→財産に関する法律行為について、本人に代わってその行為を行うことが出来る権利のことをいいます

●同意権(取消権)

→本人が行おうとする法律行為について同意を与えたり、また同意しない場合にその行為を取り消すことが出来る権利のことを言います

※ただし「日用品の購入その他日常生活の関する行為」については認められていません

成年後見人の仕事

財産管理

- 本人の財産内容の把握
- 年金の受領
- 生活費の支出
- 福祉サービス利用料の支払い
- 税金、保険料の支払い
- 遺産分割協議
- 不動産の処分
- 債務整理



成年後見人の仕事

身上監護(本人の生活や健康、療養看護)

- 治療、入院などの手続き
- 居住確保、生活環境整備
- 福祉サービスの利用契約
- 福祉施設の入所契約
- 行政関係の申請手続き
- 生活する上での見守り支援
など



成年後見人ができないこと

- 住む場所(施設入所や入院を含む)を強制的に決めることはできません。
- 施設入所や病院入院時に保証人にはなれません。保証人を求められた場合は禁止事項であることを説明して理解を求めます。
- 手術や医療の同意はできません。 病院に禁止行為であることを説明して理解を求めます。
- 家事や介護など、実際の世話は引き受けません。 実際の世話は訪問介護事業者等が行います。後見人は必要なサービスの手配や利用に必要な手続き、その利用料の支払いを行います。
- 本人の住んでいる家や土地を後見人の判断だけで処分することはできません。処分する必要があるときは、家庭裁判所の許可を必要とします。
- 遺言や婚姻、養子縁組などの身分行為を代理することはできません。

制度利用までの流れ

医師の診断書(成年後見用)を作成依頼

申立人の調整(本人・配偶者・四親等内の親族)
※上記の中から申立人になる方がいない場合、市長も可

申立に必要な書類の準備、申立書の作成

家庭裁判所への申立
申立の予約・・・毎月第2・第4の木・金曜日(後見類型のみ)
保佐・補助類型:事前に申立書を郵送し、調査日を決め、面接調査
※場合によって、本人の判断能力について**精神鑑定**あり

審判:類型の決定、後見人の選任

申し立てに必要な書類や費用

- 申立書 (家庭裁判所で申立セットをいただけます) **無料**
- 収入印紙 **800~2,400円**
- 郵便切手 **4,350円**
- 登記費用(収入印紙) **2,600円**
- 法務局(登記されていないことの事項証明書1通) **300円**
- 診断書(かかりつけ医で診断) **(数千円)**
- 精神鑑定費用(申立後に鑑定) **(5万円程度)**
- 添付書類(本人の戸籍謄本、住民票、申立人との関係がわかる戸籍謄本等の手数料)

本人情報シートについて

- 平成31年4月から新たに運用開始
- 本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方(ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっておられる方)が作成することを想定
- 本人を診察して診断書を作成する医師において、本人の判断能力の程度等に関する判断を的確に行うことができるよう、本人の生活状況等に関する情報を記載して医師に提出し、その判断の参考資料とするもの
- 活用場所としては、上記のほか、以下も想定
 - ①申立前の制度の利用の適否に関する検討資料
 - ②家裁における後見人等の選任の為の検討資料
 - ③後見開始後における従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料

後見等開始後の経費

● 後見報酬

後見人等に対する活動報酬が必要な場合があります。後見人は、家庭裁判所に後見報酬を請求します。

家庭裁判所は、

①活動内容 ②本人の資力 ③後見人等の専門性

を検討した上で後見報酬額を決定します。家庭裁判所で決定された報酬額を本人の財産から支出します。

● 事務費用

後見人等が活動を行うために必要な経費(交通費やコピー代、郵便料などの実費費用)が必要です。本人の財産から支出します。

成年後見制度利用促進法

平成28年施行

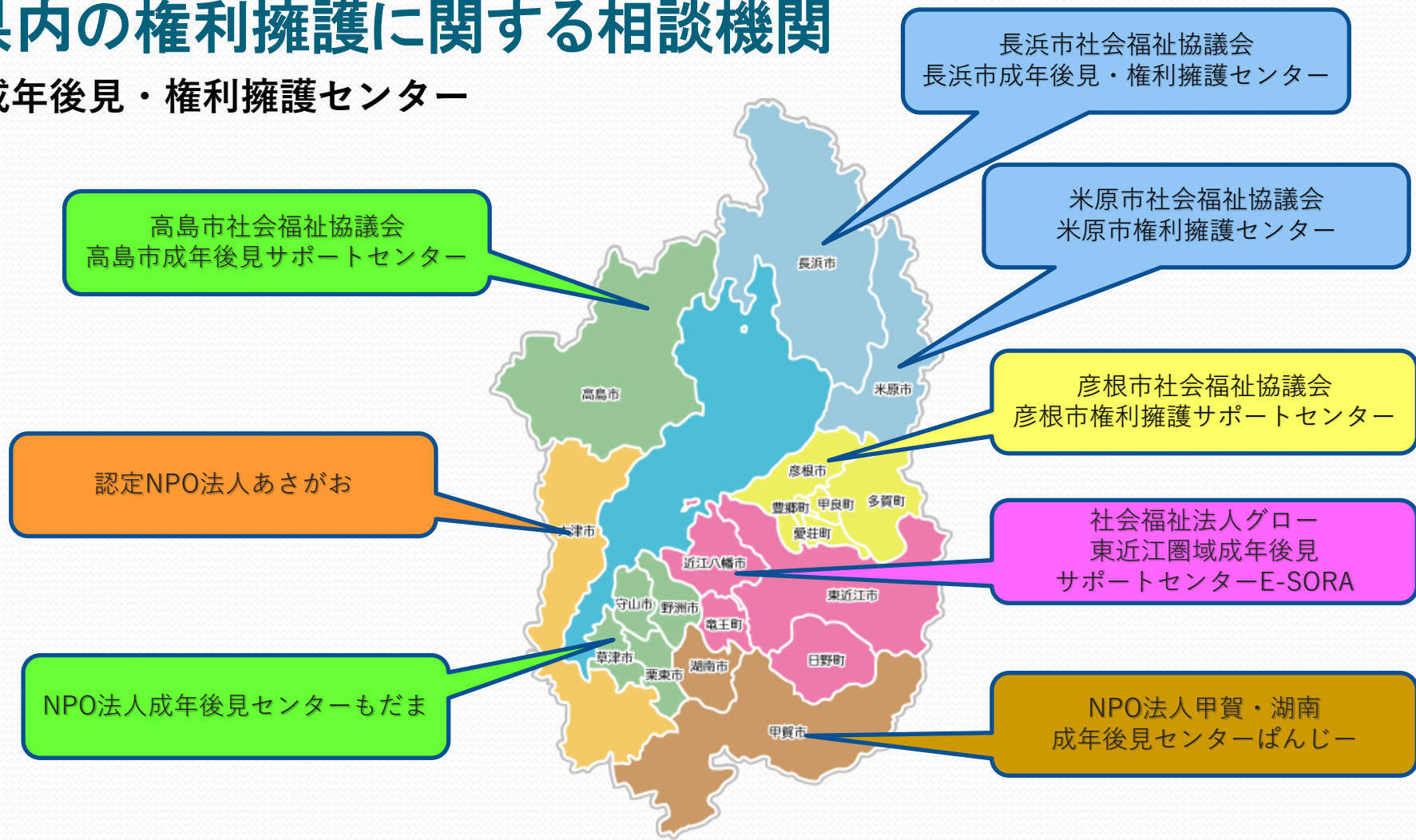
【ポイント】

- **利用者がメリットを感じる**制度運営
- 財産管理だけでなく**意思決定支援**や**身上保護**の重視
- 市町村に対して「**成年後見制度利用促進計画**」の策定を求める
- **協議会**によるチーム支援の仕組み作り
- **地域連携ネットワーク**の整備や、**権利擁護支援**の中核となる「**中核機関**」の設置

4. 権利擁護支援 の実践について

県内の権利擁護に関する相談機関

成年後見・権利擁護センター



もたまでの実践

① 成年後見申立支援

- 湖南4市(草津・栗東・守山・野洲)に本人もしくは相談者がお住いのケースを中心に相談を受ける。
- 年間200～300件程度の新規相談があるが、実際に申し立てに至るのは40～50件程度。
- 相談者は支援者(行政、包括、相談支援事業所など)が多いが親族や本人からの相談もある。
- 成年後見制度利用を大きな期待を持って相談に来られるケースも多いが、誰のための制度利用か、他に支援の方法は無いかなど、丁寧なアセスメントで本人に資する支援を目指す。

もたまでの実践

②法人後見受任

- もたまが法人で成年後見人等を受任し、本人の権利擁護支援を行う。
- 現在78名の方の成年後見人等として活動している。
- 支援困難、頻回な対応が必要、関係作りが難しい等、個人で受任することが難しいケースを中心に受任。
- 本人保護と自己決定のバランスを意識しながら、支援者チームのコーディネートや、親族調整等も行いながら、本人の権利擁護支援を目指す。

実践における権利擁護の視点

- 医師から治療が必要だと言われているが拒否している。
- 毎月ギャンブルでお金を散財している。
- 食べきれないほどの食材を買っては捨てている。

→

「あなたのために・・・」

「もったいないですよ・・・」

「やめておいた方が・・・」

保護と自己決定のバランス

自己決定を支える支援

利用者の中には認知症や様々な障がい等により

- ①自分の意思を伝える
- ②他者の話を聞いたり思いを受け取る、感じ取る
- ③自己実現に必要な制度や社会資源への理解

この中のどれか、または複数に困難さを抱える人も多い。

自己決定を支える支援

そのため、利用者が得意なことと苦手なことをアセスメントし、苦手なところは支援しつつ本人の得意(強み)なところに焦点を当てていくことが必要になる。

→ **ストレングス・モデル**

自己決定を支える支援

- また、自己決定の尊重とは、必ずしも利用者本人が望んだ支援をそのまま提供するということではない。
- 自己決定の先には、必ず利用者自身の**自己実現**がなければならない。

自己決定を支える支援

- 支援の中で、本人も支援者も一人にせず寄り添い続ける
- 自己決定を強要したり、誘導したりしない
- 失敗する権利も認めながら、でも本人の自己責任だけを問うことはしない

5. これからの権利 擁護

新しい権利擁護の考え方

権利侵害や虐待からの救済といった
「消極的権利擁護」だけでなく、

本人が生き生きと自分らしく生きることを
支援することも含めた

「積極的権利擁護」へ

意思決定支援

権利擁護支援の中心は

「**意思決定支援**」へ

①意思形成支援

②意思表示支援

③意思実現支援

様々な意思決定支援ガイドライン

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月)
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月)
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成19年(平成30年3月改訂))
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年5月)
- 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン(令和2年10月)

国際的な動向

判断能力をめぐる**パラダイム転換**

(認知症・知的障がい・精神障がい)のある
方々について

**判断能力が「無い事」の前提から、「在る
事」の前提への転換**

講演内容に関する質疑応答まとめ

[権利侵害]

Q：苦手な職員さんから介助を受けないといけない場合は権利侵害にあたりますか。

A：苦手である、合わないということに明確な理由があり、はっきり表明されていることについて対応しないことは良くない。

[事例 1（障害を抱えながら家族と在宅生活を続けておられるケース）]

Q：相談支援事業所にはつながらないのでしょうか？

A：既に相談支援事業所に入っただき、チームとして関わっております。

[後見人と相談員]

Q：後見人と相談員との支援の役割の線引きはどのようになっていますか？

A：成年後見人の役割は基本的に法律行為となります。事業所との契約や身上配慮義務として面会をして本人の状態を見ることを求められているが、福祉職としてはそれだけでは不十分であると考えます。時には支援者会議へ出席して情報共有をする、自宅に訪問して関係性づくりをする、受診に同行して送り迎えをする後見人もいます。後見人によって違いはありますが、福祉の支援は線引きが難しく、支援者間で相談して互いに協力し合いながら誰が行うか決めている。

[成年後見制度と地域福祉権利擁護事業]

Q：成年後見と権利擁護事業の線引きはどの様になっていますか？

A：最近では補助、保佐人でも財産管理の代理権があれば、権利擁護事業の契約を解除する流れになっている。長年、権利擁護事業を利用して支援者と関係性ができていて、すぐに契約を解除することできない場合は、タイミングを見て判断することになる。

[もだまさん]

Q：現在、もだまさんで関わっている高齢者・障害者の人数は何件ですか？

A：受任件数では高齢者と障害者は半分半分です。法人設立時は知的障害者の方をお受けすることが多かったが、近年は高齢者の依頼が多くなっている。

[後見人]

Q：身上監護が得意な後見人、財産管理が得意な後見人がおられると聞いていますが、実際はどうでしょうか？

A：財産管理は弁護士や司法書士さんが長けておられ、身上監護は社会福祉士さんが福祉サービスの理解に精通されており得意とされている。

[権利の保護と自己決定]

Q：本人の権利の保護と自己決定の選択の際に葛藤があるということですが、最も重視されていることはどの様な事ですか？

A：弁護士は権利保護を意識されている。本人の意思を尊重しては権利は守れないとお叱りを受けることもあります。社会福祉士として本人に寄り添い、一緒に悩みながら、本人の決定や思いを大切にすることを大事にしている。

以上

【アンケートの回収数 16人】

今回の研修内容はいかがでしたか

理解できた。参考になった。	12
まあまあ理解できた。まあまあ参考になった。	3
あまり理解できなかった。あまり参考にならなかった。	1
理解できなかった。参考にならなかった。	0

1. 講座内容の感想やご意見	
1	竹村氏の研修は3回目。回数を重ねる毎になるほどと思うが、本人の為に制度の利用をしようとは思えない。本人の生活の計画や支援でいっぱい、この上本人の自己決定を支える支援まで余力が無い。また、アポイントメントを取って相談に行ってみようと思う。
2	成年後見人について分かりやすい解説で理解が深まった。 権利擁護について、権利にもいろいろな種類があり、失敗する権利、愚行権など新しく聞く権利もあり、大変勉強になった。
3	後見人制度について、詳しく知り勉強になった。
4	本人が困らないようにと、つい先回りしすぎてしまう事があるが「失敗する権利」を守り、本人の成長を見守るスタンスを取る事が出来るように心がけていきたいと感じた。
5	後見人制度と権利擁護の詳しい内容の違いについて常々知りたいと思っていたので良かった。
6	障害者が日常生活の中で「当たり前」な行為ができるような支援の形が出来ている事を改めて、且つ詳しく知る事が出来た。障害を持つ人々と関わる仕事に就く者として、幅広く知識を持ち支援に繋げていきたいと感じた。
7	権利擁護とはどういうものなのかの考え方、支援、事業等についてや、成年後見人制度を利用している人の事例を挙げての説明も分かりやすかった。 利用者本人の思いをくみ取りながら、本人の自己実現を目指して意思決定支援に取り組んでいく事が大変勉強になった。
8	(低学年の)放課後等デイサービスに落とし込める内容があまりなく入りにくかった。多面的に支援する必要があると感じた。
9	相談機関が地域別に分かれている事を知った…以前、転居で相談機関が変更になり、最初から本人周辺の事を理解してもらわなくてはならないので大変だという事を聞いた事がある。その時は漠然と聞いていたが、今回その意味が分かった。
10	権利擁護の視点が分かりやすい説明だったので勉強になった。改めて、今の仕事をしている意味や価値を振り返る事が出来た。 特に、自己決定の中のバランスを、本人・チームと一緒に考えていくことが大切だと思った。正解がないからこそ難しさがあると思った。
11	誰にでも意志決定能力があるという考え方に感動した。 支援者が、支援者の為の誘導になってはいけないと改めて感じた。

1. 講座内容の感想やご意見	
12	成年後見制度を初めて知った。 講演の中で”自己決定”という言葉があり、保育の場面においても支援を必要とする子どもに対して、保育者が促すばかりでなく、自分で決める事が出来るような関わりを大切にしている。基本的人権、その子にとっての権利について改めて考える事が出来る機会となった。
13	「愚行権」と「失敗する権利」は初めて聞いた言葉。確かに支援者の価値観でその人の意思決定を阻害していると思う。支援者もよく「利用者の立場によりそう」事を大切にしているようで、ただ誘導しているにすぎず、意思決定支援は意思形成からという事を認識していこうと思った。
14	権利擁護支援の中心は意思決定支援であることがわかり、今まで漠然としていた権利擁護が理解できた。 愚行権及び失敗する権利があった事を知り得たことは今後、認知症の人を含めて対応や活動の参考となる。
15	具体的な説明だったので大変参考になった。不明なことが理解できた。
16	権利擁護について詳しく知る事が出来た。 愚行権、失敗する権利がある事に驚いた。

2. WEB 研修に参加しての感想やご意見	
1	ゲスト参加は簡単で、感染防止策になるので嬉しい。 当会でも座談会を WEB で開催できればと思う。 やり方などの相談に対応してもらいたい。
2	非常にわかりやすく、良かった。
3	3密を避けて聞けたので安心して受けられた。
4	新型コロナウイルス感染予防として有効だと思う。 感染予防だけではなく自社で研修に参加でき、時間的にも余裕が出来るので良い形式だと思う。
5	初めての WEB 研修参加で、音声を出せず困ったが、事前の参考資料と問合せ先の掲載等で参加できた。
6	画面上の資料も見やすく、声も聞こえやすかった。今後も続けて欲しい。
7	思っていたより周りの音が気にならず、集中して研修を受ける事ができ良かった。
8	不慣れな為、準備等に時間を要した。これからの時代は WEB が主流になると思うので学んでいきたい。
9	ネット環境に不具合があり、研修会に 5 分程遅れたが対応してもらって入室出来た。WEB は予期せぬトラブルが怖いけど研修は聞きやすく、集中できた。
10	研修形式であれば ZOOM でも問題ないと思った。映像の資料や講師の声は問題なく鮮明だった。今後も出来る所は活用していくと良いと思った。
11	今後も WEB 研修の開催で、時間や場所にとらわれず参加しやすくなればより多くの方が参加可能になると思う。

2. WEB 研修に参加しての感想やご意見	
12	職場での研修受講が可能な為、参加しやすかった。
13	zoom によるリモート研修は聞き取れない事があったり、職場内の環境がよくなかったりして集中しづらいが、今回ははっきり聞き取れ、パワーポイントも効果的で、集中して聞く事が出来た。 (初めの 30 分、操作に不慣れで PC から音声が出ず、事務局へ問い合わせをした。最終的には自己解決できた。)
14	とても分かりやすい研修だった。
15	WEB での研修とはどのような事が体験ができてよかった。

3. 今後、希望する研修についてのご意見	
1	① 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例についてもっと詳しく研修したい。 ② 本人と家族(孤立化防止に向けての)のテーマでグループ検討会。
2	事例検討会議などがあると良い。
3	就労支援についての研修を受けたい。
4	児童→成人にサービスの制度が変わるタイミングでの連携方法について。
5	・「障害年金の制度について」(一度研修を受けたが、まだ十分わかっていないので聞きたい)。 ・相談事業所、生活支援センター、働き・暮らし応援センター等で相談できる内容の違いや棲み分けについて聞きたい(色々な相談を柔軟に受けているとは思いますがそこを聞きたい)。 ・GH や施設利用について(左記を希望した人を誰がどのように繋ぐのか)。
6	障害福祉事業に係る制度や現状について。
7	生活保護について。生活保護受給者はどのような支援を必要としているのか、また、どのような支援の繋がりがあるのかの研修があれば参加したい。
8	・発達障害者(児)の脳の構造、働きについて ・ダウン症についての学びとこれから ・福祉に求められるスキルや知識、又はこれからの展望 ・障害者(児)における脳科学(心理学)の観点からのアプローチ方法
9	発達障害や統合失調症を例題などから深く知りたい。
10	自分にとってあたりまえと思っている事が障害者にとっては不利益、不便に感じる事もまだまだ多いと思う。「その人の思いになって考えてみる」と今日の講演の中にもあったが、自分のものさしではなく障害者、認知症の人や、高齢者などの目線で社会の”あたりまえ”を見つめ直すことができる今日の様な学びの場が大切であると感じた。
11	更に詳しい事例があれば研修して欲しい。よかった事や改善されたことを知りたい。今後も参加したい。